

改正概要説明書

国名：ドイツ

法令名：商標法

改正情報：2024年6月24日改正

改正概要：

1. 出願公開に関する規定の整備

商標出願が明らかに公序良俗に反する場合、出願公開から除外する旨の規定を整備した（第33条）。

2. 存続期間に関する規定の整備

登録商標の存続期間は、出願日から10年とする旨の規定を整備した（第47条）。

3. 取消及び無効の手続規定の整備

取消及び無効の請求は、書面によりドイツ特許商標庁に提出しなければならない、裏付けとなる事実及び証拠を示さなければならないこととした。また、請求人適格、登録商標の所有者への通知、使用の証明等の手続規定を整備した（第53条）。

4. 取消及び無効の手続における参加に関する規定の整備

取消又は無効の手続について、第三者の参加が認められる要件を規定した（第54条）。

5. 商標に係る出願ファイル及登録簿の閲覧に関する規定の整備

ファイル閲覧の除外事由について、従来の、法律の規定に反する場合及びEU規則679/2016（GDPR）に基づくデータ主体の正当な利益が明らかに優先される場合に加え、「明らかに公序良俗に反するファイル内容に関する場合」を追加した（第62条）。

6. 連邦司法消費者保護省の権限に関する規定の整備

連邦司法消費者保護省が、連邦議会の同意なしに法律上の命令により行う権限を有する事柄に、「商標事項に関する期限について考慮されるべき法定休日に関して、ドイツ特許商標庁のすべての部局に適用される規則を定めること」を追加した（第65条）。

7. マドリッド協定の議定書に基づく商標の保護に関する規定の整備

マドリッド協定の議定書に基づく商標の国際登録に関する手続規定を整備した（第107条～115条）。

8. EU商標に関する規定の整備

EU商標に関するEU規則の改訂に伴い、国内規定を整備した（第119条）。

9. 地理的表示及び原産地表示の保護に関する規定の整備

EU規則の改訂に伴い、関連する国内法を整備するとともに、当該表示の侵害に起因する使用停止請求の請求人適格に関する規定を整備した（第130条、第135条）。

10. 原産地表示の使用に関する刑事罰の規定の整備

EU 規則の改訂に伴い、関連する国内法を整備した（第 144 条）。

11. 経過規定の整備

EU 規則の改訂に伴う経過規定を整備した（第 158 条）。

12. EU 法の改正と国内規定の調整規定の整備

EU 法の改正と国内規定の調整規定を整備した（第 160 条）。

改正内容：

- ・ 第 33 条

出願公開に関して明確化された。

- ・ 第 47 条

存続期間の始期が変更された。

- ・ 第 53 条, 第 54 条

取消し及び無効の手續に関して明確化された。

- ・ 第 62 条

閲覧の対象外に関して明確化された。

- ・ 第 65 条

連邦司法消費者保護省の権限に関して明確化された。

- ・ 第 107 条—第 118 条

マドリッド制度に関して明確化された。これに伴い旧法第 118 条—第 124 条は削除された。

- ・ 第 119 条

EU 商標に関して明確化された。

- ・ 第 130 条, 第 135 条

地理的表示及び原産地表示の保護に関して明確化された。

- ・ 第 144 条

原産地表示侵害の刑事罰に関して明確化された。

- ・ 第 160 条

EU 法改正との関連に関する新設条文である。